

寄 附 行 為

学校法人 新潟総合学院

学校法人 新潟総合学院 寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、学校法人 新潟総合学院という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を新潟市中央区東堀通一番町 494 番地 3 に置く。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前述の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 長岡公務員・情報ビジネス専門学校（工業専門課程、商業実務専門課程）
- (2) 長岡こども・医療・介護専門学校（商業実務専門課程、教育・社会福祉専門課程）
- (3) 上越公務員・情報ビジネス専門学校（商業実務専門課程、工業専門課程、文化・教養専門課程）

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

不動産貸付業

サービス業（中小企業大学校(三条校)における企業向け研修に係る業務及び施設の運営等業務）

第3章 役員及び理事会

(役 員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7人
 - (2) 監事 2人
2. 理事のうち 1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
 3. 理事長を除く理事のうちから、必要に応じて副理事長、専務理事、常務理事を選任できるものとし、その選任並びに解任の手続きについては前項を準用する。
 4. 理事のうち 1人を総長とすることができまするものとし、理事総数の 3 分の 2 以上の議決により選任する。総長を解任するときも、同様とする。
 5. 理事長は総長を兼ねることができるものとする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 第4条に掲げる校長のうち 1人
 - (2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者 3人
 - (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 3人
2. 前項第1号及び第2号に規定する理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、職員（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員の任期)

第9条 役員（第7条第1項第1号に規定する理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。
3. 役員は、任期満了の後でも、その後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行ふ。

(役員の補充)

第10条 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 をこえる者が欠けたときは、1ヵ月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第 11 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令の規定又はこの寄附行為にいちじるしく違反したとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (3) 職務上の義務にいちじるしく違反したとき。
- (4) 役員たるにふきわしくない重大な非行があつたとき。

2. 役員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。
- (3) 学校教育法第九条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第 12 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長の職務)

第 13 条 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

(総長の職務)

第 13 条の 2 総長は、この法人統合の表徴であり、これによって創立の精神を護持し、理事長並びに副理事長を補佐する。

(専務理事の職務)

第 13 条の 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務全般を管理・監督する。

(常務理事の職務)

第 13 条の 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の日常的な業務を執行する。

(理事の代表権の制限)

第 14 条 理事長及び理事会の議決を経て指名された理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

2. 前項で指名された理事の代表権は理事会の議決により範囲を制限することができる。

(理事長職務の代理等)

第 15 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第 16 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを新潟県知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第 17 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2. 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
3. 理事会は、理事長が招集する。
4. 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。
5. 理事会を招集するときは、各理事に対して、会議の 7 日前までに、会議開催の場所日時及び会議に付議すべき事項を、文書により通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由のある場合に限り、通知の時期及び方法について、これによらないことができる。
6. 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
7. 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
8. 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第 11 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
9. 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ

意思を表示した者は、出席者とみなす。

10. 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
11. 理事会の議決において、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第 18 条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(理事会の議事録)

第 19 条 理事会の議長は、理事会の開催の場所、日時、議決事項その他必要な事項について、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第 4 章 評議員および評議員会

(評議員会)

第 20 条 この法人に評議員会を置く。

2. 評議員会は、15人の評議員をもって組織する。
3. 評議員会は、理事長が招集する。
4. 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
5. 評議員会を招集するときは、各評議員に対して、会議の7日前までに、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を、文書により通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由のあるときは、通知の時期及び方法について、これによらないことができる。
6. 評議員会に議長を置き、議長は評議員のうちから評議員会において選任する。
7. 評議員会は、評議員数の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、議決しようとする特定事項について、文書によりあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
8. 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長

の決するところによる。

9. 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第21条 第19条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第22条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分ならびに運用財産中の不動産及び積立金の処分。
- (2) 事業計画
- (3) 予算外のあらたな義務の負担又は権利の放棄
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功的不能による解散
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要な事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第23条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、または役員からの報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第24条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で、理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者4人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上のもののうちから、理事会において選任した者4人

(3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 7 人

2. 前項第 1 号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任 期)

第 25 条 評議員の任期は 4 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 評議員は再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第 26 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
2. 評議員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了。
 - (2) 辞任。

第 5 章 資産および会計

(資 産)

第 27 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて、基本財産、運用財産、収益事業用財産とする。

2. 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中、基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
3. 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中、運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
4. 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入される財産とする。
5. 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本

財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 29 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 30 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定期郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 31 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産ならびに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 32 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2. この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第 33 条 この法人の予算及び事業計画は、毎年会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外義務負担、権利の放棄)

第 34 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において、出席した理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2. 理事長は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。
3. 収益事業会計の決算上生じた利益は、その一部又は全部を学校会計に繰入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2ヵ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2. この法人は、前項の書類及び第16条第3号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、前項の書類の要旨及び第16条第3号の監査報告書を閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3ヵ月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

第6章 解散および合併

(解 散)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 新潟県知事の解散命令

2. 前項第1号の事由による解散にあっては、新潟県知事の認可を、同項第2号の

理由による解散にあっては、新潟県知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 40 条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において、出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第 41 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において、理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、新潟県知事の認可を受けなければならない。

第 7 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 42 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、新潟県知事の認可を受けなければならない。

2. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、新潟県知事に届け出なければならない。

第 8 章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第 43 条 この法人は、第 36 条第 2 項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- (3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- (4) その他この法人及び設置する学校の運営に必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、学校法人新潟総合学院の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 45 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及び設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1. この寄附行為は、法人設立の日（平成 7 年 4 月 1 日）から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長）	氏名	池田 弘
理事	氏名	渡辺 敏彦
理事	氏名	永野 英樹
理事	氏名	大橋 誠五
理事	氏名	石田 芳博
理事	氏名	廣川 勇
理事	氏名	等々力 好泰
監事	氏名	山田 俊郎
監事	氏名	北爪 文義
3. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成 7 年 12 月 26 日）から施行する。
4. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成 8 年 12 月 24 日）から施行する。
5. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成 10 年 3 月 30 日）から施行する。
6. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成 11 年 1 月 21 日）から施行する。
7. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成 11 年 11 月 1 日）から施行する。
8. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成 12 年 1 月 17 日）から施行する。
9. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成 12 年 1 月 31 日）から施行する。
10. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成 12 年 3 月 30 日）から施行する。
11. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成 13 年 4 月 6 日）から施行する。
12. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成 13 年 12 月 11 日）から施行する。
13. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成 14 年 3 月 28 日）

から施行する。

14. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成14年12月 6日）から施行する。
15. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成15年12月 4日）から施行する。
16. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成16年 2月 17日）から施行する。
17. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成16年 4月 1日）から施行する。
18. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成17年 1月 5日）から施行する。

19. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成17年 4月 20日）から施行する。
20. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成18年 3月 27日）から施行する。
21. この寄附行為の変更は、新潟市が政令指定都市に移行する平成19年4月1日から施行する。
22. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成20年 2月 1日）から施行する。
23. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成20年 5月 1日）から施行する。
24. この寄附行為の変更は、事務所の所在地変更の日（平成20年12月24日）から施行する。
25. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成21年 1月 26日）から施行する。
26. この寄附行為の変更は、平成 21年 4月 1日から施行する。
27. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成22年12月9日）から施行する。
28. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成23年 8月 8日）から施行する。
29. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成24年 4月 1日）から施行する。
30. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成24年 7月 19日）から施行する。
31. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成25年 2月 19日）

から施行する。

32. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成25年 3月15日）から施行する。
33. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成25年 4月16日）から施行する。
34. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成26年 4月 3日）から施行する。
35. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成27年 2月 5日）から施行する。
36. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成27年 4月 8日）から施行する。
37. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成28年 3月 3日）から施行する。
38. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成29年 4月19日）から施行する。
39. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成30年 4月 5日）から施行する。
40. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成30年 9月20日）から施行する。
41. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成30年12月 5日）から施行する。
42. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（平成31年 4月 8日）から施行する。
43. この寄附行為の変更は、新潟県知事認可の日（令和 元年 6月11日）から施行する。
44. この寄附行為の変更は、令和元年10月1日から施行する。

新旧の比較対照表	
新	旧
(設置する学校) 第4条 この法人は、前述の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 <u>(1) 開志専門職大学</u> <u>事業創造学部 事業創造学科</u> <u>情報学部 情報学科</u> <u>(2) 長岡公務員・情報ビジネス専門学校（工業専門課程、商業実務専門課程）</u> <u>(3) 長岡こども・医療・介護専門学校（商業実務専門課程、教育・社会福祉専門課程）</u> <u>(4) 上越公務員・情報ビジネス専門学校（商業実務専門課程、工業専門課程、文化・教養専門課程）</u> (理事の選任) 第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 第4条に掲げる <u>学長又は校長</u> のうち1人 (2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者3人 (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者3人 2. 前項第1号及び第2号に規定する理事は、 <u>学長又は校長</u> 及び評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。 (監事の選任) 第8条 監事は、この法人の理事、職員（ <u>学長並びに校長、教員</u> その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。 (監事の職務) 第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。 (中略)	(設置する学校) 第4条 この法人は、前述の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。 <u>(新設)</u> <u>(1) 長岡公務員・情報ビジネス専門学校（工業専門課程、商業実務専門課程）</u> <u>(2) 長岡こども・医療・介護専門学校（商業実務専門課程、教育・社会福祉専門課程）</u> <u>(3) 上越公務員・情報ビジネス専門学校（商業実務専門課程、工業専門課程、文化・教養専門課程）</u> (理事の選任) 第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。 (1) 第4条に掲げる <u>学校長</u> のうち1人 (2) 評議員のうちから、評議員会において選任した者3人 (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者3人 2. 前項第1号及び第2号に規定する理事は、 <u>校長又は評議員</u> の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。 (監事の選任) 第8条 監事は、この法人の理事、職員（ <u>校長、教員</u> その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。 (監事の職務) 第16条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。 (中略)

<p>(4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを<u>文部科学大臣</u>に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</p> <p>(略)</p> <p>(解 散)</p> <p>第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 破産</p> <p>(5) <u>文部科学大臣</u>の解散命令</p> <p>2. 前項第1号の事由による解散にあっては、<u>文部科学大臣</u>の認可を、同項第2号の理由による解散にあっては、<u>文部科学大臣</u>の認定を受けなければならない。</p> <p>(合 併)</p> <p>第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決を得て、<u>文部科学大臣</u>の認可を受けなければならない。</p> <p>(寄附行為の変更)</p> <p>第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、<u>文部科学大臣</u>の認可を受けなければならない。</p> <p>2. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、<u>文部科学大臣</u>に届け出なければならない。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この法人の組織変更時の役員は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>理事長 池田祥護</u></p>	<p>(4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを<u>新潟県知事</u>に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</p> <p>(略)</p> <p>(解 散)</p> <p>第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) 破産</p> <p>(5) <u>新潟県知事</u>の解散命令</p> <p>2. 前項第1号の事由による解散にあっては、<u>新潟県知事</u>の認可を、同項第2号の理由による解散にあっては、<u>新潟県知事</u>の認定を受けなければならない。</p> <p>(合 併)</p> <p>第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決を得て、<u>新潟県知事</u>の認可を受けなければならない。</p> <p>(寄附行為の変更)</p> <p>第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、<u>新潟県知事</u>の認可を受けなければならない。</p> <p>2. 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、<u>新潟県知事</u>に届け出なければならない。</p>
---	--

理 事 川崎千春

理 事 村山雄亮

理 事 本合和博

理 事 岡田幸也

理 事 福島正巳

理 事 松村俊史

監 事 岩原一馬

監 事 北爪文義

45. この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令

和 年 月 日）から施行する。

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類										
年 度 分		平成30 年度	開設年度の前年度 令和元年度	開設年度 令和2年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	合 計		
設 置 經 費	校 地 (う ち 造 成 費)		千円 —	千円 19,414 (19,414)	千円 —	千円 —	千円 —	千円 19,414 (19,414)		
	施 設	基 準 内	—	1,467,750	—	—	—	1,467,750		
	設 備	基 準 外	—	—	—	—	—	—		
	施 設	図 書	—	35,501	—	—	—	35,501		
	設 備	教 具 校 具 備 品	—	815,783	—	—	—	815,783		
	小 計		—	2,338,448	—	—	—	2,338,448		
新設校の開設年度の経常経費				802,466				802,466		
合 計			—	2,338,448	802,466	—	—	3,140,914		

既 の設 転 校 共 用 か ら	施 設	基 準 内	956,346 千円
		基 準 外	— 千円
	設 備	図 書	— 千円
		教具・校具・備品	— 千円

様式第4号その4(第11条関係)

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区分	財源充当額	財源の調達方法
現金預金	3,140,914千円	30年度までに事業活動収入から積立てられた現金預金9,239,261千円のうち 3,140,914千円を財源に充当
合計	3,140,914千円	

財産目録総括表

年度 科 目	平成29年度末 (開設年度から3年前の年度)	平成30年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (平成31年3月31日)
一 基本財産	11,136,731 千円	5,926,497 千円	5,926,497 千円
二 運用財産	12,774,502 千円	10,879,070 千円	10,879,070 千円
三 負債額	6,969,738 千円	795,100 千円	795,100 千円
1 固定負債	3,326,919 千円	9,138 千円	9,138 千円
2 流動負債	3,642,819 千円	785,962 千円	785,962 千円
四 基本財産+運用財産	23,911,233 千円	16,805,568 千円	16,805,568 千円
五 純資産(四-三)	16,941,495 千円	16,010,467 千円	16,010,467 千円

貸借対照表

平成31年 3月31日現在

(単位 円)

資産の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定資産	7,199,138,914	12,841,552,727	△ 5,642,413,813
有形固定資産	5,926,497,280	11,136,731,130	△ 5,210,233,850
その他の固定資産	1,272,641,634	1,704,821,597	△ 432,179,963
流動資産	9,606,428,690	11,069,680,394	△ 1,463,251,704
資産の部合計	16,805,567,604	23,911,233,121	△ 7,105,665,517
負債の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
固定負債	9,138,258	3,326,918,917	△ 3,317,780,659
流動負債	785,962,076	3,642,818,997	△ 2,856,856,921
負債の部合計	795,100,334	6,969,737,914	△ 6,174,637,580
純資産の部			
科 目	本 年 度 末	前 年 度 末	増 減
基本金合計	7,812,138,694	15,289,487,578	△ 7,477,348,884
第1号基本金	7,812,138,694	15,289,487,578	△ 7,477,348,884
第4号基本金	0	0	0
繰越収支差額	8,198,328,576	1,652,007,629	6,546,320,947
純資産の部合計	16,010,467,270	16,941,495,207	△ 931,027,937
負債及び純資産の部合計	16,805,567,604	23,911,233,121	△ 7,105,665,517

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

当該申請の開志専門職大学の設置に関する施設又は設備の整備計画以外は現在、計画がありません。

年度	事項	事業規模等	事業費	財源	実施時期	備考
年度						

2 その他の主要な事業計画

年度	事項	概要
開設前年度	教職員採用	開志専門職大学 事務職員 2名採用
開設年度	開志専門職大学 事業創造学部開設 開志専門職大学 情報学部開設 教職員採用	入学定員 80名 入学定員 80名 開志専門職大学 事業創造学部教員 19人採用 開志専門職大学 情報学部教員 17人採用 開志専門職大学 事務職員 1名採用
令和3年度	教職員採用	開志専門職大学 事務職員 1名採用
令和4年度	教職員採用	開志専門職大学 情報学部教員 1人採用 開志専門職大学 事務職員 1名採用
令和5年度	教職員採用	開志専門職大学 事務職員 1名採用

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	令和3年度	令和4年度	完 成 年 度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		228,800	425,600	622,400	819,200
手数料収入		3,200	3,200	3,200	3,200
寄付金収入		0	0	0	0
補助金収入		1,000	1,000	1,000	1,000
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		0	0	0	0
受取利息・配当金収入		0	0	0	0
雑収入		0	0	0	0
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		215,910	314,310	412,710	412,710
その他の収入		0	0	0	0
資金収入調整勘定		0	△ 215,910	△ 314,310	△ 412,710
前年度繰越支払資金		0	△ 97,387	△ 188,535	△ 104,411
収入の部合計		448,910	430,813	536,465	718,989

(支出の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	令和3年度	令和4年度	完 成 年 度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		427,179	431,179	447,505	451,505
教育研究経費支出		101,431	110,060	118,147	120,647
管理経費支出		81,456	71,317	70,207	55,279
借入金等利息支出	】	0	0	0	0
借入金等返済支出	】	0	0	0	0
施設関係支出		0	0	0	0
設備関係支出		400	7,000	7,000	7,000
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		500	65,169	65,377	67,360
[予備費]		0	0	0	0
資金支出調整勘定		△ 64,669	△ 65,377	△ 67,360	△ 66,700
翌年度繰越支払資金		△ 97,387	△ 188,535	△ 104,411	83,898
支出の部合計		448,910	430,813	536,465	718,989

事業活動収支予算決算総括表

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	令 和 3 年 度	令 和 4 年 度	完 成 年 度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
教育活動収支	学生生徒等納付金	228,800	425,600	622,400	819,200
	手数料	3,200	3,200	3,200	3,200
	寄付金	0	0	0	0
	経常費等補助金	1,000	1,000	1,000	1,000
	付随事業収入	0	0	0	0
	雑収入	0	0	0	0
	教育活動収入 計	233,000	429,800	626,600	823,400
	人件費	427,179	431,179	447,505	451,505
	教育研究経費	267,390	276,019	284,606	287,606
教育活動外収支	管理経費	107,897	97,758	96,648	81,720
	徴収不能額等	0	0	0	0
	教育活動支出 計	802,466	804,956	828,759	820,831
	教育活動収支差額	△ 569,466	△ 375,156	△ 202,159	2,569
	受取利息・配当金	0	0	0	0
教育活動外収支	その他の教育活動外収入	0	0	0	0
	教育活動外収入 計	0	0	0	0
	借入金等利息	0	0	0	0
特別収支	その他の教育活動外支出	0	0	0	0
	教育活動外支出 計	0	0	0	0
	教育活動外収支差額	0	0	0	0
	経常収支差額	△ 569,466	△ 375,156	△ 202,159	2,569
特別収支	資産売却差額	0	0	0	0
	その他の特別収入	0	0	0	0
	特別収入 計	0	0	0	0
	資産処分差額	0	0	0	0
	その他の特別支出	0	0	0	0
特別支出	特別支出 計	0	0	0	0
	特別収支差額	0	0	0	0
〔予備費〕		0	0	0	0
基本金組入前当年度収支差額		△ 569,466	△ 375,156	△ 202,159	2,569
基本金組入額合計		△ 400	△ 57,000	△ 8,000	△ 8,000
当年度収支差額		△ 569,866	△ 432,156	△ 210,159	△ 5,431
前年度繰越収支差額		0	△ 569,866	△ 1,002,022	△ 1,212,181
基本金取崩額		0	0	0	0
翌年度繰越収支差額		△ 569,866	△ 1,002,022	△ 1,212,181	△ 1,217,612

(参考)

事業活動収入 計	233,000	429,800	626,600	823,400
事業活動支出 計	802,466	804,956	828,759	820,831